

# 家族や地域で設置

・動作を確認！

# 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器とは住宅の天井や壁に設置し、火災の初期段階で発生する煙や熱を自動的に感知。住宅内にいる人に、警報音や音声で火災の発生をいち早く知らせ、初期消火や避難を促す器具です。



伸び悩む設置率と増加する高齢者の被害

平成18年に住宅用火災警報器（以下「住警器」）の設置が義務化されましたが、小林市内の設置率は約65%（消防本部戸別訪問調査より）で設置が進んでいない状況です。

住宅火災における死者数は平成19年ごろをピークに減少傾向にあります。しかし、死者数のうち、65歳以上の高齢者が7割を占める（※図1）など増加しており、その半数以上が「逃げ遅れ」により死亡しています。（※図2）

図1 全国の住宅火災による死者の高齢者が占める割合の推移

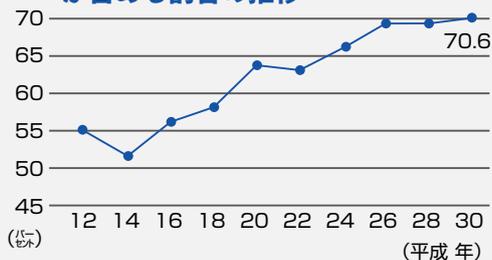
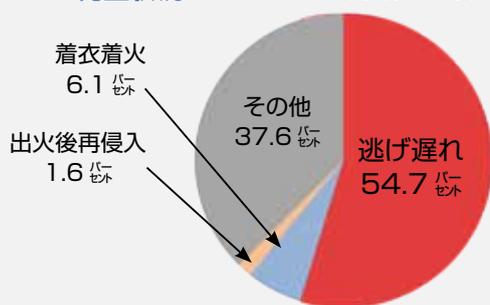


図2 全国の住宅火災時の高齢者の死亡発生状況 (平成30年)



早く気づくことで

早めの行動が可能に

消防庁が平成27～29年の失火を原因とした住宅火災で、住警器の効果进行分析した結果、住警器を設置している場合は、設置していない場合に比べて、死者数が約4割減少・焼損床面積が約5割減額が約5割減少しています。住警器で火災発生にいち早く気づくことで、初期消火や避難など、命や財産を守るための次の行動をとることができます。

家族や地域で

設置状況を確認！

住警器は、家屋の構造により設置すべき箇所が異なりますが、主に寝室や階段に設置することが条例で義務づけられています。家族や地域で設置や動作状況を確認し、未設置の場合は早急に設置してください。住警器は電器店やガス事業所、ホームセンターなどで販売しています。取り付けの有無についても各店舗で確認ください。

また、消防署では住警器の取り付け支援も行っていますので、詳しくは消防本部予防課（TEL23・5537）まで問い合わせください。

## ミニinfo

消防出初式・消防防災フェスタ開催します！

令和2年1月12日(日曜)

場所 小林小学校運動場  
時間 9時～13時

参照・データ提供：総務省消防庁、西諸広域行政事務組合消防本部